



参議院議員選挙

投票日 **7月20日(日)**
投票時間 **午前7時～午後8時**



清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

- ①平成19年7月21日までに生まれた方
- ②清瀬市の選挙人名簿に登録されている方

令和7年4月2日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる（住民基本台帳に記載されている）方。



住所を異動した方の投票

■清瀬市に転入した方

4月2日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、4月3日以降に清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地での投票となります。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、4月3日以降に転出した方は、清瀬市の投票所での投票となります（投票所の場所は、入場整理券に記載されています）。

■最近、市内で住所を変えた・変える予定の方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、6月3日までに市内転居の届出をした方＝**市内新住所地の投票所での投票**、6月4日以降に市内転居の届出をした方＝**市内前住所地の投票所での投票**となります。

選挙に伴う公共施設の臨時休館のお知らせ

投票所で使用する各公共施設を臨時休館します。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

【休館日】7月19日(土)・20日(日)

【休館施設】投票所になる各施設（各地域市民センター及び児童館）
※休館中は施設の予約（抽選・随時）や使用料の支払いが出来なくなります。各施設へ直接お問い合わせください。

入場整理券(封書)の郵送 **7月4日(金)ごろ**

7月4日(金)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて選挙人名簿登録地に郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。

入場整理券は、受付事務をスムーズに行うためのものです。
紛失したり、**届いていない場合でも選挙人名簿に登録されており、投票資格のある方は投票できます。**
本人確認ができるものをお持ちください。



選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。



各投票区の投票所

投票区	投票所建物名称(所在地)	投票区	投票所建物名称(所在地)
1	清明小学校 (旭が丘二丁目8-1)	7	竹丘地域市民センター (竹丘一丁目11-1)
2	下宿地域市民センター (下宿二丁目524-1)	8	第六小学校 (梅園二丁目9-45)
3	清瀬市役所 (中里五丁目842)	9	野塩地域市民センター (野塩一丁目322-2)
4	生涯学習センター (元町一丁目2-11)	10	芝山小学校 (元町二丁目16-8)
5	松山地域市民センター (松山二丁目6-25)	11	中里地域市民センター (中里四丁目1301)
6	第七小学校 (松山三丁目1-92)	12	第五中学校 (中清戸三丁目258-1)

開票

開票は即日開票で、午後9時から市民体育館（下宿地域市民センター内）で行います。なお、開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。

投票手順

②～④が東京都選出の投票手順、⑤～⑦が比例代表選出の投票手順です。最初は東京都選出の投票です。

①受付(名簿照合)



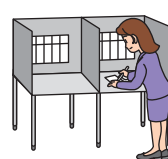
入場整理券をお渡しください。本人であることを確認します。

②東京都選出の投票用紙交付



薄い黄色の投票用紙と入場整理券をお受け取りください。

③東京都選出の投票用紙へ記入



候補者名をはっきりと書いてください。

④東京都選出の投票



東京都選出は終わりです。

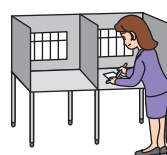
※引き続き、比例代表選出の投票です。

⑤比例代表選出の用紙交付



入場整理券と引き換えに、白色の投票用紙をお渡しします。

⑥比例代表選出の投票用紙へ記入



候補者名または政党等の名称をはっきりと書いてください。

⑦比例代表選出の投票



これですべて終了です。

期 日 前 投 票

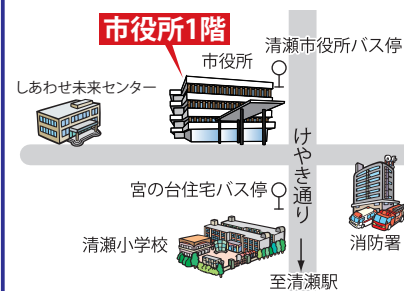
投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自身の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入し、持参してください。また、期間中は市役所1階市民交流スペースが期日前投票会場のため、一部使用できませんのでご注意ください。皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※市役所と生涯学習センターで投票できる期間・時間が、異なりますのでご注意ください。

市 役 所(1階 市 民 交 流 ス ペ ー ス)

期間 7月4日(金)～7月19日(土)(16日間)

時間 午前8時30分～午後8時



※期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場をご利用の方は**駐車券を投票所まで忘れずにお持ちください**。駐車料金の減免処理をします。

生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 7月15日(火)～7月18日(金)(4日間)

時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場・駐輪場はありません。車や自転車でお越しの方は、クリア市営駐車場及び周辺の駐輪場(いずれも有料)を利用してください。

不 在 者 投 票

滞在先の市区町村の不在者投票所で

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。

この方法は郵送によるため日数がかかります。
お早めにお手続きください。

◆手続きの手順

①「不在者投票宣誓書兼請求書」*を郵送または持参

・ファクス・メールでの提出はできません。

・マイナンバーカードをお持ちで電子証明書(署名用パスワード)を取得している方は、パソコン(要ICカードリーダー)またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンで「マイナポータルぴったりサービス」から請求できます。

・便せんなどを使用する場合は、記入例のように作成してください(請求書は市ホームページからもダウンロード可)。



詳しくはこちら

郵送先

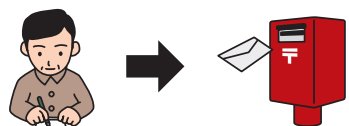
〒204-8511
清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②投票用紙を郵送

清瀬市選挙管理委員会から希望の送付先に投票用紙を郵送します。

③届いた投票用紙で投票

投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。投票について、詳しくは滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



投票お手伝いカードを利用してみませんか？

投票お手伝いカードは、投票にあたって、口頭による申し出が困難・苦手である方が、対応してほしい内容をカードに記入して提示していただくことで、投票所の係員が投票に必要なお手伝いをさせていただきます。

一部の市内公共施設で配布または市ホームページから印刷してご利用いただけます。

投票用紙記入補助具をご活用ください

投票用紙を補助具に入れ、手で触ると指先で記入場所がわかり、見えない・見えにくい方が安心して投票用紙に候補者名等を書くことができます。各投票所に用意してありますので、ご活用ください。

指定施設で

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。

※指定施設は市ホームページで確認できます。

※投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

郵便等で

投票用紙の請求は7月16日(水)午後5時(必着)まで

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。なお、この制度の利用を希望される方は、選挙管理委員会に事前の申請が必要です。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級		
	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当		
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	—	○		要介護5
	免疫・肝臓の障害	○	○	○		

◆代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。詳しくは下記までお問い合わせください。

お 体 の 不 自 由 な 方 へ

◆代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に記入が難しい方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

◆点字投票

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。

また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。



選 挙 に 関 す る 問 合 せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所本庁舎2階南、けやき通り側)
☎042-492-5111(代表)